

(1) 認定申請に必要な書類

- ① 受検資格認定申請書(国土交通大臣宛)
- ② 学歴についての一覧表
- ③ 卒業証明書(写)及び日本語訳
- ④ 成績証明書(写)及び日本語訳(単位数、履修時間数がわかるもの)

注 ①の用紙は、国土交通省ホームページから入手してください。または、本財団試験研修本部に請求してください。

(2) 認定申請方法

認定申請に必要な書類を受検申請書類に同封して、締切日までに本財団に提出してください。

(3) 審査結果等について

- ・ 個別認定の審査結果は、国土交通大臣から申請者本人に通知されます。(審査結果により、受験できない場合もあります。)
- ・ 国土交通大臣の認定を受けてから、本財団から申請者本人に受検票を送付します。
- ・ 建築施工管理技術検定以外の種目を受験する場合は、種目ごとに個別に申請してください。

(4) 日本国外学校認定審査に関する問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課技術検定係 TEL 03-5253-8111 (内線:24744)

9. 再受験申込について

再受験申込の対象となる方は、提出書類の一部省略が可能です。省略できる書類は、住民票、卒業証明書、資格証明書、実務経験証明書(B 票)等です。

再受験申込できる方はインターネットでの申込手続きが便利です。
www.fcip-shiken.or.jp

再受験申込者は、書面申込とインターネット申込ができます。どちらか一方で申込手続きしてください。

(1) 再受験申込の対象

平成15年度以降に1級建築施工管理技術検定へ新規の受験申込実績がある方が対象です。

従いまして、次に挙げる申込実績は対象外となります。

- ・ 2級建築施工管理技術検定への申込実績
- ・ 他の種目(土木、電気工事、管工事、造園、電気通信、建設機械)への申込実績
- ・ 平成15年度において前年度学科合格者の資格で実地試験の申込実績

(2) 再受験申込者の提出書類

令和3年度から制度改正が実施され、試験の構成が

(旧) 学科試験・実地試験 → (新) 第一次検定・第二次検定

と変更となりました。

これに伴いまして、令和2年度までの申込実績がある方の再受験申込は次のとおりとなります。

(令和2年度まで)

(令和3年度以降)

学科・実地試験受験申込者

→

第一次・第二次検定へ再受験申込

再受験申込のための添付書類:学科試験または実地試験の受検票または不合格通知の原本

(令和2年度まで)

(令和3年度以降)

実地試験受験申込者
(一級建築士試験合格者で
学科試験免除となった方)

→

第二次検定へ再受験申込

再受験申込のための添付書類:実地試験の受検票または不合格通知の原本

なお、インターネットでの申込手続きの場合には、再受験申込のための添付書類は不要となります(受験年度、受験番号の分かる資料が必要となります)。

再受験申込者の提出書類

受検申請書(A 票)	記入例P20を参照して作成してください。
写真	P16,11(1)「証明写真」を確認し記入例P20を参照のうえ A 票に証明写真(パスポート用)を貼付してください。 ※提出された証明写真は、受検票及び技術検定合格証明書に印刷されます。
実務経験証明書(B 票)	記入は不要です。証明者の署名・押印及び、誓約欄の署名・押印は不要です。
振替払込受付証明書	同封の払込用紙で受検手数料を払込み、振替払込受付証明書(お客様用)を貼付欄に全面的に貼付してください。
平成15年度以降の受検票等	今回申込する同一検定の受検票等を受検票等貼付欄に、氏名・受験番号・年度がわかるよう全面的に貼付してください。

※前回受験時以降に氏名を変更した方は、上記書類の他に戸籍抄本を提出してください。

(変更届提出済みの場合は必要ありません。)

注 平成15年度以降の「受検票」または「不合格通知」を紛失した場合

受検申請書裏面の「受験証明書」発行申請書に記入し、発行手数料(切手300円分)を同封して受験申込締切日までに受験申込してください。(インターネット申込の場合は、受験証明書の申請が不要です。)

※「受験証明書」発行申請書と切手300円分はクリップ等でとめてください。

10. 新規受験申込者が必要な提出書類

(1) 住民票(受検資格に関わらず全員、提出が必要)

- 住民票コード(11桁の数字)を正確に記入すれば、住民票の提出は不要です。マイナンバーは使えません。住民票コードについて不明な点は、各市区町村にお問い合わせください。
- 住民票の記載事項に変更がなければ発行年月日は問いません。
- コピーは不可。
- 外国籍の方は、国籍の記載のある住民票を提出してください。住民票コードは、国籍を確認できないため使えません。
- マイナンバーが記載された住民票は送付しないでください。

(2) 卒業証明書(受検資格に応じて提出が必要)

- 卒業証明書の発行日は問いません。
- 指定学科の表中で「(※履修条件有り)」が付記されている場合、当該指定学科卒の認定を受けるには、卒業証明書の他に成績証明書または履修証明書も併せて提出してください。(P32以降を参照)
- 大学院修了の方は、その一つ前の学歴で受検資格を判断しますので、大学の卒業証明書を添付してください。
- 指定学科の【表3】に記載されている「5年制高等専門学校(専攻科)」修了の方は、高等専門学校の卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方の提出が必要となります。
- 高度専門士・専門士の場合は卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば卒業証明書だけでかまいません。

※高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)の合格者は、高等学校の指定学科以外の卒業と同等となります。(合格証明書(原本)を添付してください。)

※卒業証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。

(3) 資格証明書(受検資格に応じて提出が必要)

- 受検資格の区分「ロ」の方は、下記のいずれかの提出が必要です。
 - ・2級建築士免許証明書(写)
 - ・2級建築士免許証(写)
 - ・2級建築士合格通知書(写)
 - 受検資格の区分「ハ」と「ニ」の方は、「2級建築施工管理技術検定合格証明書(写)」の提出が必要です。
- ※資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。